

契約管理番号：G26-S26-2000474204-00

海上自衛隊仕様書			
物品番号等	GQ 3950-916-08632	仕様書番号	SKS-G-00170
名 称	天井走行クレーン, 10 T, オーバーヘッド形, シングルガーダ, 電動式 ほか 法定点検	防衛大臣承認年月日	—
		作成年月日	令和7年9月10日
		改正年月日	令和8年7月27日
		沖縄基地隊本部港務科	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、海上自衛隊で使用する天井走行クレーン, 10 T, オーバーヘッド形, シングルガーダ, 電動式ほか 法定点検について規定する。

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書または見積書の提出時における最新版とする。

なお、関連文書については、この仕様書に記載した事項の理解を助けるためのものであり、この仕様書の一部をなすものではない。

a) 引用文書

1) 法令等

クレーン等安全規則（昭和47年9月30日労働省令第34号）

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

海上自衛隊陸上クレーン等取扱要領

（海幕装備第6564号。昭和63年12月15日）

海上自衛隊において調達する調達品等の標準監督・完成検査実施要領等について（海幕経第2559号。9. 5. 30）

海上自衛隊契約規則の実施に関する細部について（海幕経第183号2718）

海上自衛隊補給実施要領について（補本装補第2072号。18. 12. 27）
別冊

2) 規格等

当該機器取扱説明書

b) 関連文書

法令等

海上自衛隊契約規則（平成27年海上自衛隊達第4号）

2 役務に関する要求

2.1 対象品目及び数量等

対象品目及び数量等は、表1による。

表 1－対象品目及び数量等

番号	物品番号等	品 名	型式等	数量
1	GQ 3950-916-08632	天井走行クレーン， 10T，オーバーヘッド形，シングルガーダ，電動式	メーカー：（株）キトー社製 規格：10tクレーン 型式：ER2-100IS	1基
2	GQ 3950-916-07902	天井走行クレーン， 3T，オーバーヘッド形，シングルガーダ，電動式	メーカー：（株）キトー社製 規格：3tクレーン 型式：ER2-030IS	1基

2.2 役務の内容

対象品目を当該機器取扱説明書に基づき、点検を実施するほか、点検終了後に作動検査及び給油を実施する。なお、点検中、部品交換等の不具合が生じた場合は、不具合箇所対策表を作成し監督官へ提出し協議する。

2.3 使用材料等

役務に必要な部品、器材等は契約の相手方が準備する。

2.4 履行場所

沖縄基地隊本部舟艇庫（付図1参照）

2.5 点検（検査）項目

点検（検査）項目については、付表1による。

2.6 期間及び時間

契約締結日から令和8年11月30日（月）の間の官側の定める期間とし、時間については、休養日等を除く平日0800～1645を標準とする。

なお、労働安全衛生法に基づく、熱中症対策のための作業時間短縮については、契約相手方と官側との調整による。

2.7 下請負承認申請書

この役務の一部を下請負で行う場合、下請負承認申請書（付図2）を作成し、監督官経由で契約担当官等へ提出し、承認を得る。

3 品質保証

3.1 試験

点検（検査）終了後、クレーンを運転し荷重試験を行い各部の作動状況について異常のないことを確認する。

3.2 監督

監督官は、海上自衛隊経理執務要領について（海幕経第143号。8.3.27）別紙及び別冊によるほか、仕様書に基づく要求事項に適合しているかを立合い又は書類審査により確認する。

3.3 検査

検査官は、海上自衛隊経理執務要領について（海幕経第1435号。8.3.27）別紙及び別冊によるほか現場確認及び書類審査を行う。

4 その他

4.1 提出書類

提出書類は、表2による。

表2－提出書類

番号	書類名	提出時期	提出先	部数	備考
1	工程表	契約締結後7日以内	監督官	3	様式適宜
2	終了届	役務終了後速やかに	検査官	3	書式22 ^{a)}
3	点検実施報告書	機種毎、役務終了後速やかに	検査官	2	様式適宜
4	不具合箇所対策表	必要の都度速やかに	監督官	2	様式適宜
5	下請負承認申請書	必要の都度速やかに	監督官	2	付図2
注 ^{a)} 海上自衛隊契約規則の実施に関する細部について (海幕経第183号27. 3. 18)					

4.2 留意事項

契約の相手方は、クレーン等安全規則に基づき、善良なる管理のもと点検整備を実施し、機器に損傷等を与えないように留意する。損傷等が発生した場合は速やかに監督官に報告し、契約の相手方の負担において現状に復旧しなければならない。

4.3 保全等

- a) 契約の相手方は、日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していない者を配置すること。
- b) 契約の相手方は、契約締結後工程等について速やかに官側と調整すること。
- c) 契約の相手方は、点検の実施について知り得た事項を、第三者に漏らしたりしてはならない。
- d) 入門及び立入については、契約の相手方の責任において手続きを実施する。

4.4 疑義事項

この仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議する。

年 月 日

(契約担当官等)

殿

住 所 :

会 社 名 :

代表者名 :

担当者名 :

連 絡 先 :

下請負承認申請書

契 約 番 号 :

契約管理番号 :

件 名 :

上記契約について、下記のとおり、申請します。

記

1 下請負を行わせる会社の名称等

(1) 会 社 名 :

(2) 所 在 地 :

(3) 資 本 金 :

(4) 従業員数 :

2 下請負を必要とする理由

3 下請負の範囲

4 その他必要と認める事項

上記契約にかかる事項について、下請負を承認する。

年 月 日

(契約担当官等)

付表１一点検（検査）項目

年次自主検査表

3 ton, 10 ton

検 査 項 目			自 主 検 査 基 準	
ク レ ー ン 電 気 部 分	ケ ー ブ ル	1	メッセンジャワイヤの張状態	適当な強さに張られていること
		2	ケーブルツリテの取付状態	円滑に動き、等間隔に取り付けていること
		3	ケーブルのねじれ、劣化状態	曲がり、ねじれ、異常劣化がないこと
		4	絶縁被覆の損傷状態	損傷がないこと
	走 行 給 電 装 置	5	本体の取付状態	傾き、ねじれ、蛇行がないこと
				接続部にスキマ、段差がないこと
				導体と集電子が正確に接触している
				集電子リード線に損傷等がないこと
				電線接触部に緩みがないこと
	接 地	6	接地部分の確認	第3種接地がされていること（分電盤内）
		7	走行レールの接地	接地状態が良好であること
		8	サドルと走行レールの接地	低騒音のアースが接触していること
	縁絶	9	全回路の絶縁抵抗値	200V級1.0MΩ以上であること
	制 御 箱	10	制御箱の取付状態	取付部の緩みがないこと
		11	電磁接触器の状態	接点に著しい荒れ、摩耗がないこと
		12	配線、ねじの緩み	ねじの緩みがないこと
走 行 レ ー ル	13	レールの摩耗	ビーム巾	(B) 新品時の95%まで
			角レール巾	(B') 新品時の90%まで
			踏面部	(t) 新品時の90%まで
			踏面部（軽レール）	
	14	レール取付ボルトのゆるみ	ゆるみ、脱落があってはならない	
	15	レール踏面のじんあいの状態	じんあいが集積していないこと	
	16	レール踏面の油付着の状態	不要な油が付着していないこと	
	17	レール継ぎ目のスキマ	3mm以内	
			低騒音式はスキマがないこと	

		18	レール継ぎ目の食い違い	著しい食い違いがないこと
		19	レールの変形	変形がないこと
		20	左右ストッパの同時接触	ずれ、変形等がないこと
ガ ー ダ		21	構造部材の変形、ねじれ	変形、ねじれがないこと
		22	溶接箇所の状態	亀裂がないこと
		23	腐食の状態	腐食がないこと
		24	ガーダの摩耗状態	ビーム巾 (B) 新品時の95%まで
				角レール巾 (B') 新品時の90%まで
				踏面部 (t) 新品時の90%まで
		25	固定ボルトの取付状態	緩みがないこと
サ ド ル	サ ド ル	26	クルマの摩耗	著しい摩耗がないこと
		27	フランジ厚さの摩耗	亀裂、変形、摩耗、損傷がないこと
		28	クルマのスナップリング	脱落していないこと
		29	左右クルマの直径差	著しい直径差がないこと
		30	サイドローラの摩耗	直径5%以下で傷がないこと
		31	サイドローラ締付けボルト	ゆるみがないこと
		32	クルマ歯部、潤滑油の塗布	潤滑油が塗布されていること
	ギ ヤ ー ド モ ー タ	33	主ガーダ、パッファのボルト	固定ボルトに緩みがないこと
		34	左右ブレーキの作動状態	左右のブレーキが滑かに停止のこと
		35	ギヤードモータの取付状態	取付ボルト等にゆるみがないこと
		36	歯部の摩耗状態	著しい摩耗がないこと
		37	ベアリングの損傷	手でスムーズに回転すること
		38	異常音、異常発熱の状態	著しい異常音、発熱がないこと
点 検 台		39	歩道面の状態	床面に腐食、つまづきがないこと
		40	手摺の状態	ぐらつき、破損がないこと
		41	昇降設備の状態	損傷、緩み等ないこと
	本 体	42	外観の状態	損傷がないこと
		43	異常音、異常発熱の状態	著しい異常音、発熱がないこと
		44	ギヤケースのオイルの状態	ギヤオイルの量が適量であること

巻 上 機	押し ボタ ン ス イ ッ チ	45	コンセントプラグの締付け	ゆるみがないこと
		46	外観（ケース）の状態	割れがなく、表示がよく見えること
		47	動作の確認	表示通りスムーズに動くこと
		48	ケーブル貫通部の状態	損傷なく、しっかり締付られていること
		49	各ボタンのインターロック	安全にインターロックが働くこと
	ス イ ッ チ	50	リミットレバーの作動状態	無負荷で確実に作動すること
		51	クロスガイドの動き状態	変形摩耗がなくスムーズに動くこと
		52	スイッチの作動位置の状態	フックを巻上げる余裕 50 mm 以上
	ロ ー ド チ ェ ー ン	53	伸びの状態	電気チェーンブロックの点検基準参照
		54	摩耗の状態	電気チェーンブロックの点検基準参照
		55	き裂および変形の有無	き裂、変形がないこと
	ワ イ ヤ ロ ー プ	56	素線の断線	1 燃りの中で素線数の 10 % 未満
		57	摩耗の状況	直径、公称径の 7 % 以下
		58	キンクの有無	キンクがないこと
		59	著しい形くずれ、腐食の有無	著しい形くずれ、腐食がないこと
		60	ロープエンド異常の有無	特に断線腐食に注意のこと
		61	ロープ油塗布の有無	ロープ用グリスが塗布されていること
	付 属	62	アイドルシーブの回転状態	滑らかに回転し、溝の摩耗がないこと
		63	クサリバネの変形の有無	変形がないこと
		64	フックの口の開き変形の有無	変形がないこと
		65	フックの回転状態	滑らかに回転すること
		66	安全レバーの状態	損傷、変形がないこと
		67	チェーンバケットの状態	破損、取付ピンのゆるみ等ないこと
		68	イコライザシーブの回転状態	滑らかに回転し、溝の摩耗がないこと
電 気 ト ロ リ	横 行 装 置	69	本体ツリジク、トロリフレーム締付ボルト等のゆるみ状態	ボルト、ナット、割れピンのゆるみ、脱落がないこと
		70	クルマ踏面部の摩耗状態	新品時の 95 % まで
		71	クルマギヤ部の摩耗状態	歯面の摩耗、損傷がないこと
		72	サイドローラの摩耗の状態	摩耗、傷がなく滑かに回転すること
		73	横行ストッパの取付状態	変形、取付ボルトのゆるみがない

無線機	無線機	74	送信機の操作ボタン動作の確認	表示通りスムーズに動くこと
		75	外観（ケース）の状態	割れがなく、表示がよく見えること
		76	各ボタンのインターロック	安全にインターロックが働くこと
		77	受信機の取付状態	取付部の緩みがないこと
		78	内部配線の状態	ねじの緩み、配線の損傷がないこと
		79	アンテナの取付状態	取付部の緩みがないこと
無負荷	試運転	80	クレーン進入禁止エリアのリミットスイッチ作動状態	確実に禁止エリアを回避できること
		81	試運転前の点検	走行に障害物がないこと
		82	無負荷運転の状態	表示通り動くこと
				異常音がないこと
定格荷重	荷重試験	83	ガーダのたわみ	スパンの1／800以下であること
		84	巻上、巻下のブレーキ状態	確実に停止すること
		85	横行の状態	異常音がなく、確実に停止すること
		86	走行の状態	異常音、斜行又は蛇行がないこと
その他		87	定格荷重の表示状態	損傷なく明確に表示されていること
		88	検査証の有効期間	有効期間をよく確認すること
		89	警告ラベルの表示状態	ラベルの剥がれ、不鮮明の確認
ブレーキ	ブレーキ	90	走行ギヤードモーター	ブレーキチェック
		91	横行トロリギヤードモーター	ブレーキチェック
		92	巻上機モーター	ブレーキチェック